

今回は、りすシステムで行っている生前契約の仕組みを説明したい。

契約は、次の3段階に分けて自分の生き方を考えてもいい。いつ、何をするか決める。(入院・老人ホーム入居時の身元保証のよな生前サービス②)と死で判断能力が低下した場合の介

7カ所で活動している。医者・弁護士・公認会計士のような専門職ではないが、家族の代わりのよう役割をする。上品な言葉ではないが、「手配師」と考えてほしい。事が起きれば家庭に代わって必要なとき必要な人材に手配する。

費用は三つに分けて考えた。費用に手配する。

人生締めくくり

自分らしい最期

松島 知成

◀⑧

りすシステムとは?

用。入会金5万円のほか、具体的な仕事でアドバイザーが動いたら一日1万500円。その他、各種保証などを引き受けたときの事務費に一件3000円から5000円。また交通費実費も負担していくたぐ。

契約の性質上、長期間安定して非営利の組織が維持されなければならないといけないので、入院の身元保証など生前のサービスが実際に始まるときに、原則10万円、死後の事務を契約した人も、遺言書などを通じて本人の死後に5万円の維持会費を払つてもらうようにしている。

生命保険の死後保険金などが「決済機関」に払われるようにしておいてもらい、契約どおり仕事が行われたかどうかが「決済機関」が本人に代わって確認してからりすシステムに支払う仕組みだ。生前のサービスは最も20万円くらい、死後の事務は50万円程度を自ら準備してもらい、死後に精算している。

謹約などは「生前後見③死」でもらつてある。

一つは、組織の運営やスタッフの入会費にかかる費

雇や葬儀など死後の事務。契約の内容は人によって異なるが、りすシステムの人的、財政的能力の限界から契約時にお断りすることもある。

スタッフは何人いるのかと聞かれることがある。契約時の相談にのつたり、死亡届を出すなど実務を行うアドバイザーのほか、葬儀の相談による葬送支援相談員として、約50人が全国

地方、利用者自身の賣い物、医療・介護費用の支払いなど、本人が生活する上で必要なお金の出しこれもある。

本人が死ぬなど意図の確認ができないときのお金の支払いについては、銀行に預ける、遺言書に書くなど、契約者の自由だが、契約肢の一つとして「りすシステム」とは別の非営利組織である「日本生前契約等決済機関」に預けておく方法も用意している。



生前契約の書類。自分の生活や生き方を3段階で考え方を決める